

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桜川市長 大塚秀喜

市町村名 (市町村コード)	桜川市 (82317)	
地域名 (地域内農業集落名)	樺穂地区 (原方、上小幡、南小幡、下小幡、長岡、白井、桜井、端上、五味田、寺下)	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年7月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は西に桜川が南北に流れ、東に加波山から筑波山に至る山脈が南北に走り、中央に県道つくば益子線が南北に通る。

県道西側から桜川に至るまでは平坦な水田が広がり、県道東から山にかけて傾斜地に沿った農地が広がる。山際であるため、鳥獣被害が多く、地域全体で対策に取り組んでいる。

現行の人・農地プランに登録された担い手は9名であるが、そのうち60歳以上は5名と55パーセントであり、次世代の農業者の育成が求められる。

地域で主に生産されている者は水稻であり、山際の畑では麦や大豆等も栽培されている。

傾斜地の農地は地形上の制約で規模の小さい圃場が多く、斜面や水路の管理も難しく、農地の耕作者がなかなか見つからない。

新たな担い手の育成、発掘を進めるとともに、傾斜地で栽培しやすい作物や鳥獣被害に対応した栽培形態を検討していく必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

2枚の地図を活用して座談会を行い、以下のような意見が出た。

平野部・山間部を問わず多かった意見は「耕作条件の改善」「担い手に関する意見」「後継者・人材不足に関する意見」であった。

耕作条件の改善に関しては、基盤整備後の機場が老朽化して水が来ない、圃場が小さいため基盤責日で大きくしたいなどの意見があった。一方、山際では地形の制約で基盤整備ができない、基盤整備をしても鳥獣被害で作り手がいない、そういう農地は、担い手が選別して返していくため、処遇を考える必要があるなどの意見があった。今後も基盤整備を含めた耕作条件の改善を進めつつ、耕作できない農地の情報を集め、活用方法を検討していく。

担い手に関する意見について、担い手もこれ以上引き受けることが難しい、後継者不足で営農できない農地は選別して返却していくのではないかとの意見があった。また、普通作では収益性が低く、新規就農はしにくいのではないかとの意見があった。今後は新たな担い手の育成、発掘を進めつつ、新規就農しやすい営農形態を検討していく。

後継者、人材不足に関する意見について、担い手への集積が進んだ結果、規模拡大をするための人手や、圃場の維持管理のための人手が足りないため、規模拡大が難しいとの意見があった。作業については、集約をすれば効率、収益が上がり、作業の機械かもやりやすくなるし、維持管理については地元も人手不足で協力が難しくなってくるため、維持管理の機械かなどが必要であるとに県があった。効率化のほか、農業者の育成は、他地区から就農させること以上に地元の後継者を育成する補助が必要であるとの意見もあった。今後、効率的な作業形態や管理形態を模索しつつ、新規就農者の発掘、育成を進めていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	454 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	454 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業委員会の農地台帳に記載されている農地のうち、農業上の利用の意思が示されている区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、離農者の農地を担い手へ集積、集約化する。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

新規の貸借、利用権の更新を機に農地中間管理機構を活用する。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

地形に適した農地の活用を模索しつつ、必要と思われる農地については基盤整備事業の活用を検討していく。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域の農業者の担い手への育成や新規就農者の受け入れなどを行い、担い手の確保を図りつつ、小規模農家の在り方についても検討を行う。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

### 【選択した上記の取組方針】

上小幡地区、下小幡地区、桜井地区、白井地区、長岡地区において、多面的機能支払交付金制度を活用し、農地の保全・管理を行う。